

目黒区公金管理・運用方針

1 (目的)

区の公金の取り扱いの基本を定め、適正な公金の管理・運用をとおして、公金の保全に資することを目的とする。

2 (公金の種類)

公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

3 (管理・運用の基本)

公金の管理・運用に当たっては、安全・確実を第一とし、流動性及び収益性を考慮し、金融機関への預金等のほか、必要に応じて債券による運用を組み合わせ、リスクの分散を図るものとする。

歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金の管理・運用に当たっては、流動性を重視するものとし、基金は収益性を重視するものとする。

4 (金融機関及び金融商品の選択)

金融機関への預金等及び債券による運用を行う場合には、別途定める目黒区公金運用基準により、決定するものとする。

5 (公金管理体制)

公金の適正な管理・運用を図るため、公金管理委員会を設置する。

6 (注意義務)

公金の管理・運用に携わる者は、常に金融機関の経営状況など社会経済動向を把握し、適正な公金の管理・運用に努めなければならない。

7 (見直し)

この管理・運用方針は社会経済動向の変化などにより、定期的に見直しをすることとし、見直しには公金管理委員会の承認を必要とする。

付 則

この管理・運用方針は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この管理・運用方針は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この管理・運用方針は、令和4年4月1日から施行する。